公印省略

８高ケ推第８２９号
令和８年６月１日

在宅医療関係事業所　各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和８年度福岡県複数名訪問（診療報酬分）補助金に係る要綱等の
一部改正について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、複数名での訪問者による訪問看護等において、利用者等の同意を得ることが困難であり診療報酬の加算等が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することとしております。

本補助金事業は、診療報酬を基に補助基準額を設定しているところですが、今般、令和８年６月の診療報酬改定により、複数名訪問看護加算及び複数名精神訪問看護加算額の一部改訂、及び訪問薬局における「複数名薬剤管理指導訪問料」が新設されましたので、このことに伴う要綱等の一部改訂について、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なサービスを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

１　送付物

（１）福岡県複数名訪問（診療報酬分）補助金交付要綱　・・・別添１
（２）交付要綱新旧対照表　・・・別添２
（３）福岡県複数名訪問（診療報酬分）補助金実施要領　・・・別添３
（４）補助金概要チラシ（診療報酬分）　・・・別添４

２　対象事業所

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護、訪問歯科衛生指導又は訪問薬剤管理指導を行う事業所

３　改正の概要

（１）「複数名訪問看護加算及び複数名精神訪問看護加算」について

既存の複数名訪問看護加算及び複数名精神訪問看護加算について、同一建物居住者に同一日に当該加算を算定している人数に応じた基準額を追加したもの。

（２）「複数名薬剤管理指導訪問料」について（新規追加）

行動面での運動興奮等（興奮又は攻撃性を示すこと等）がみられる状態にある患者に対する保険薬剤師による訪問薬剤管理指導において、薬剤管理指導のために他の者（薬剤師以外の者も含む。）と同時に複数名で患者宅に訪問する場合の基準額を新たに

追加したもの。
※各基準額の詳細等は補助金交付要綱等を御確認ください。

４　交付申請について

（１）補助要件

「別添４．概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

（２）申請受付期間

令和９年３月１０日（水）まで

※郵送又は持参により提出。

※申請した日よりも前の訪問については対象外。

（３）その他

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「５　県ホームページについて」参照）に掲載しております。

詳しい申請方法や留意事項は、「別添４．概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

５　県ホームページについて

上記補助金の詳細や様式の他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県　在宅医療・介護　ハラスメント　検索

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課　在宅医療係
担当：塩田
電話：０９２－６４３－３２７５
e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp